

際立つ「戦力不保持」

いま読む



第9条

4

日本国憲法の第二章「戦争の放棄」は、この一つの条文だけ。憲法の三原則の一つ・平和主義の核となる条文で、憲法論争で常に焦点となってきました。

戦争放棄を宣言した九条一項は、「国際紛争解決、国策の手段としての戦争を放棄する」などと宣言したパリ不戦条約（一九二八年

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

署名)が下敷きとされま
す。憲法で戦争放棄を宣言
した国はほかにもあります
が、ほとんどが国防のため
の軍隊を持っています。

その点、戦力の不保持を
うたった二項は、国際的に
も際立っています。軍備を
禁じた上、交戦権も否認す
るこの項は、軍事的手段で
はなく諸国民への信頼によ
って安全を保つとした憲法

前文の決意がそのまま反映
されています。「憲法九条
を保持している日本国民」

用語解説

希求＝願ひ求めること
国権＝国家の権力
集団安全保障＝国連中心の
侵略国への制裁

自民改憲草案

をノール平和賞に推す活
動も起きています。
自民党の改憲草案は、九
条を根幹的に変える内容で
す。最も重要なポイント
は、九条の生命線ともいえ
る二項の戦力不保持と交戦
権の否認をまるごと削除
し、国防軍の保持を明記し
たことです。自民党は改憲
草案のQ&Aで「独立と平

和を保ち、国民の安全を確
保するため軍隊を保有する
ことは現代の世界では常
識」と説明しています。
さらに草案は、国防軍に
対し「国際社会の平和と安
全」確保や「公の秩序」維持
という国防目的以外の活動
も認めました。自民党は、集
団安全保障と呼ばれる制裁
で守る集団的自衛権を含む

と明言。自衛権を行使する
として、米国などと連携し
て海外で際限なく武力行使
をすることになりかねませ
ん。二章のタイトル自体
「安全保障」に変えられ、
戦争放棄は事実上骨抜きに
なっています。
見逃せないのは、安倍政
権が改憲手続きを踏むこと
もせず、草案を先取りした
かのような安保政策を推し
進めている点です。

改憲草案の関連表記(抜粋)
(戦争放棄の規定について)
自衛権の発動を妨げるものでは
ない。
二
我が国の平和と独立並びに国
及び国民の安全を確保するた
め、内閣総理大臣を最高指揮官
とする国防軍を保持する。
国防軍は、一項の活動のほ
か、国際社会の平和と安全を確
保するために国際的に協調して
行われる活動及び公の秩序を維

国防軍を明記

持し、又は国民の生命若しくは
自由を守るための活動を行うこ
とができる。
国防軍に属する軍人その他の
公務員がその職務の実施に伴っ
て又は国防軍の機密に関する罪
を犯した場合の裁判を行った
後、国防軍に審判所を置く。
三
国は、主権と独立を守るた
め、国民と協力して、領土、領
海及び領空を保全し、その資源
を確保しなければならない。

集団的自衛権の行使は歴
代内閣が憲法解釈で禁じて
きましたが、安倍政権は二
〇一四年七月、解釈変更に
よる容認を閣議決定。実際
に行使できるようにする安
全保障関連法を一五年九月
に成立させました(今年三
月施行)。多くの憲法学者
や市民団体が「九条違反」
として閣議決定の撤回や安
保法廃止を訴えています。